

安全保障理事会議長声明

「西アフリカにおける平和の定着」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2013年8月14日に開催された、安全保障理事会の第7016回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った、国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を再確認し、そして海賊および海上武装強盗の撲滅における国家の主要な責任を認識する。

安全保障理事会は、これに関連して、同地域における機構およびその協力機関と緊密に協力して、脅威に対抗しそしてギニア湾における海賊および海上武装強盗の根本的な原因に対処する同地域における国家の主要な役割をくり返し表明する。

安全保障理事会は、関係国の主権、領土保全および政治的独立に対する安保理の尊重を再確認する。

安全保障理事会は、ギニア湾の海賊および海上武装強盗が、国際航行、同地域の国家の安全と経済的發展に対し、船乗りおよび他の人々の安全と福祉並びに商業海上経路の安全に対して与える脅威について引き続き深く懸念している。

安全保障理事会は、2013年前半期における、ギニア湾の海賊および海上武装強盗の事件の報告された数と暴力行為の水準に安保理の深い懸念を表明する。

安全保障理事会は、海賊および海上武装強盗に対抗することを含む、海洋における活動に適用可能な法的枠組を定めている、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約に反映された国際法を想起する。

安全保障理事会は、地域的レベルでの取組の調整が、海賊および海上武装強盗の犯罪的活動の予防と粉砕を可能にするため、その脅威に対抗する包括的な戦略の策定にとっての鍵であることを強調し、また海賊および海上武装強盗並びにそれに結びついた違法な活動に対処するための措置を行っている加

盟国を援助する国および地域的な取組を支援する包括的な戦略の一部として国際的な援助の必要性にもまた留意する。

安全保障理事会は、ギニア湾における海賊および海上武装強盗並びに関連する犯罪活動の脅威に対抗し、またその根本的原因に対処する同地域の諸国により主導された包括的対処方法を採用することの重要性を強調する。安全保障理事会は、海賊および海上武装強盗に対抗しまた薬物取引のような越境組織犯罪に対処する国際法に従った関連措置並びに海上の治安および安全を高めるための他の措置を採用する同地域の諸国の取組を認識する。

安全保障理事会は、ギニア湾における海上の安全を高めるため、アフリカ連合と協力して、中央アフリカ諸国経済共同体（ECCAS）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、ギニア湾委員会（GGC）および中西部アフリカ海事機構を含む、地域および地域機関の国家により既に取りられてきた活動を歓迎する。

安全保障理事会は、2013年6月24日と25日にカメルーンのヤウンデで開催された海上の治安および安全に関するギニア湾の国家元首および政府の長サミットの開催を歓迎する。

安全保障理事会は、サミット中の、地域的な海上安全戦略を定義し法的に拘束力のある文書への道を開く、船舶に対する海賊、武装強盗および中西部アフリカにおける違法な海上活動の予防と鎮圧に関する行動規範の採択を歓迎する。安全保障理事会は、これに関連して、同地域の全ての国家に対し、可及的速やかに行動規範に署名しそして履行することを奨励し、そしてそれらに対し、ギニア湾における海賊および海上武装強盗と戦うため国のレベルでの更に効果的な措置を遂行することを求める。

安全保障理事会は、海上の治安と安全に関するギニア湾の国家元首および政府の長の政治宣言の採択また中西部アフリカにおける海上の治安と安全に関する ECCAS、ECOWAS および GGC 内の了解覚書の採択をまた歓迎する。安全保障理事会は、海上の治安および安全に関する地域的戦略の履行のための国および地域のレベルでの取組を調整する必要性を強調する。

安全保障理事会は、カメルーンにおいて、ギニア湾全体地域を覆う多国間のおよび地域を越えた制度の実施に貢献すべき、海上の治安および安全のための地域的戦略の履行を調整することに責任を有する

地域間調整センターを設立する決定を更に歓迎する。安全保障理事会は、これに関連して、同地域の国家に対して、国際海事機関（IMO）により提供された支援を歓迎し、そして IMO に対し、ギニア湾の国家を支援することを続けることを奨励する。

安全保障理事会は、同地域の国家がその国内法の下で、海賊および海上武装強盗を犯罪者として扱い、そして国際人権法を含む適用可能な国際法に一致して、海賊および海上武装強盗の実行者を起訴するという安保理の呼びかけをくり返し表明する。安全保障理事会は、海上において捕らえられた容疑者ばかりでなく、違法に計画し、組織し、助長し若しくは資金提供しそしてそのような攻撃から利益を得た海賊に関係した犯罪ネットワークの主要な人物を含む、そのような犯罪を教唆し又は意図的に助長した者は誰でも、国際人権法を含む適用可能な国際法に一致して、捜査しそして起訴する緊急の必要性をくり返し表明する。

安全保障理事会は、国家および国際機構並びに民間部門に対し、海賊に疑われている者の起訴および有罪とされた者、実行者および教唆した者の投獄を効果的に確保するためのものを含む、海賊および海上武装強盗に関連した法執行目的のため、証拠、情報および適切な場合には機密情報を、共有することを促し、またこれに関連して既存のまた将来の活動を奨励する。

安全保障理事会は、ギニア湾沿岸地区を安全にするためのまた海上の治安および安全活動を実施するための現行の国および地域の取組を支援する国際連合加盟国および国際機関による貢献を歓迎する。安全保障理事会は、二国間および国際的な協力機関に対し、国際法に従った地域的パトロールと作戦を実施する海上能力を含む、同地域における海賊および海上武装強盗に対処する能力を強化することにおける、ヤウンデサミットの成果、その履行およびフォローアップ措置を考慮しつつ、国家と地域的機関に対する支援を、要請に基づいて、提供することを奨励する。

安全保障理事会は、サミットとベナンにおいて 2013 年 3 月 18 日と 19 日に開催された準備閣僚会合の編成のために、国際連合中部アフリカ事務所 (UNOCA) および国際連合西アフリカ事務所 (UNOWA) を通して提供された強力な支援について、事務総長に対する安保理の感謝の念を表明する。安保理は、UNOCA および UNOWA に対し、その各々の職務権限に従って、ヤウンデサミット成果を履行することにおいて国家および準地域的機関を支援し続けることを要請する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、ギニア湾諸国および関連する地域的機関並びに他の国際連合組織と緊密に協議して、ヤウンデサミット成果の履行のために必要な資源を動員することおよび国と地域の能力を強化することに向けた取組を支援することを要請する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、UNOCA と UNOWA を通して、ヤウンデサミット成果を履行することにおいて為された進展に関するものを含む、ギニア湾における海賊および海上武装強盗の状況について定期的に安保理に通知し続けることを更に要請する。